

納税環境整備小委員会

納税環境整備に関する日本経団連の考え方

(社) 日本経済団体連合会

2010年4月1日

I . 「納税者権利憲章(仮称)」の制定 について

VI. その他

（２）納税者の権利の尊重

租税制度に対する納税者の信頼を高めるとともに、税務執行における無用なトラブルをなくすためには、税務行政における適正かつ具体的な手続規定を定め、納税者の権利を尊重する必要がある。海外諸国では、納税者の権利保護法や権利憲章を定めている国も多いが、わが国でも少なくとも、税務調査に際しては事前の通知と調査期間の明示、終了の通知を行なうようにするとともに、提出書類についても明文化する必要がある。また、調査により税額を変更する場合は理由を明記した更正処分によること、さらに、税務行政を行政手続法の対象に含めることが必要である。

報告書『新しい時代を拓く国税基本法の制定に向けて（2009年10月）』

【要綱】

- ・ 納税者保護及び納税義務の適正な履行を図るために、国税通則法を国税基本法に衣替えさせ、租税法律主義関係における適正手続の保障及び租税回避への具体的対応の措置を講ずる必要がある。
- ・ 適正手続保障のためには、アドバンス・ルーリング制度の拡充が重要である。現在も国税庁において文書回答手続が行われているが、これは通達による行政上のサービスであり、法的措置ではない。国税通則法にアドバンス・ルーリング制度を創設するべきであるとする。
- ・ 重加算税賦課決定の際には、理由附記を必要とすべきである。その際に、チェックシートを活用するなどの行政手法が考えられる。
なお、将来的には、白色申告者に対する更正処分においても、理由附記制度を創設すべきである。
- ・ 原則として臨場調査の事前通知を行う必要があると考える。いかなる立法措置が必要かについては諸外国の例を参考とし更なる検討が必要である。
- ・ 調査終了時の調査内容についての説明責任を法制上明確にすべきである。
- ・ 更正の請求期間を1年から3年に延長すべきである。更に、特例誤りや確定行為に後発的な瑕疵が生じた場合についても更正の請求事由とすべきである。
- ・ 明確性の担保及び否認規定の濫用措置を講ずることを条件として、一般的租税回避否認³規定の創設を設けるべきである。

Ⅱ．社会保障と税の共通番号制度 について

Ⅱ．税体系の抜本改革のあり方

2．税制抜本改革の課題

(4)納税者番号制度の導入

給付付き税額控除の導入に際しては、所得捕捉の公平性、透明性の確保が重要であり、現在検討が進められている社会保障番号などを活用し、納税にも利用できる番号制度を確立していく必要がある。こうした番号制度は、社会保障給付の適確な受給や、各種の行政手続きのワンストップ化を可能にすることで、納税者すなわち国民の利益にも資するものであり、電子政府の構築とあわせて、速やかに検討を進めるべきである。

<先進各国共通の課題>

- －少子高齢化
- －労働力人口の減少
- －社会保障負担増大
- －財政構造の悪化
- －国際競争力の低下
- －環境問題への対応

I.はじめに

電子行政の実現
＝「この国のかたち」を問い直す

豊かな国民生活の実現
国際競争力の強化

本提言案のポイント

次期通常国会に提出予定の「電子行政推進法(仮称)」に以下の点を盛り込むことを提言

- ① 予算権限と責任を持ってトップダウンで府省庁から地方自治体・独立行政法人まで含めた行政全体の最適化を図り、電子行政を推進する「電子行政推進会議」(議長：総理大臣)と実務担当機関である「電子行政推進センター」を設置。行政CIOを任命。電子行政のグランド・デザイン、工程表を策定。
- ② 各行政機関は電子化に先立ち、業務改革による行政業務全般の簡素化・標準化を実施。IT戦略本部評価専門調査会の機能を強化し、各行政機関の取り組みを恒常的に監視。
- ③ 個人・企業を一意に特定できる共通コードを導入し、国民本位のワンストップ・サービスを実現。プライバシー保護のため、個人情報管理・共有のルール策定、監督等を行う司法関係者を中心とした第三者機関を設置。
- ④ 行政の透明性を高めるため、業務処理のプロセスや個人情報へのアクセスの履歴を国民が電子的に確認できる仕組みを確立。

II.わが国が実現すべき電子行政

1. 電子行政の目的

- ① 利用者の利便性向上
- ② 行政業務の効率化
- ③ 行政の透明化

2. 電子行政の進捗段階

電子行政の進捗評価の目安として、①ウェブ発信レベル、②インタラクティブレベル、③電子処理レベル、④完全統合レベルの4段階に分類。先進各国は③～④のレベルに達している。日本は②→③に移行中のレベル。

3. 電子行政先進国において実現しているサービス

- (1) ライフイベント毎に必要な手続きを一括して実施、完了できる(ワンストップ・サービス)
- (2) 1回だけの本人確認で全ての行政サービスにアクセスできる(シングル・サインオン)
- (3) 行政が利用者にとって適切なタイミングで適切なサービスを個別に通知する(プッシュ型サービス)
- (4) 本人確認のみならず、EU域内パスポート、運転免許証など多岐にわたる機能を有する(eID)

Ⅲ.わが国における電子行政サービスの現状と課題

1. 現状

①オンライン申請利用率が低迷 ②各行政機関が縦割りで連携していない ③企業・個人の識別コードが多数存在

2. 課題

①行政業務の簡素化・標準化 ②推進体制の整備 ③法制度の整備
④共通コードの導入 ⑤電子化についての広報と周知

Ⅳ.業務改革を前提とした電子行政を実現するための推進体制と法制度の整備

1. 電子行政に関する現行の法制度

行政手続オンライン化関係三法：紙を前提とした従来の行政手続を、オンラインでも可能にするための法律

2. 法制度のあるべき姿

- (1) 行政業務の簡素化・標準化 行政サービスの必要性に応じ、廃止・簡素化を行った上で、必要なサービスは標準化。行政機関を問わず業務システムを共通仕様とする。地方自治体の業務標準化については総務大臣の責任。
- (2) 全行政業務処理の原則電子化 紙データと電子データの混在を解消するため、電子化を原則。
- (3) 行政機関横断的かつトップダウンの推進組織の設置 予算権限をもちトップダウンで電子行政を推進する「電子行政推進会議」(議長：総理大臣)及び実務担当機関として「電子行政推進センター」を設置。政府における推進責任者として「行政CIO」を任命。
- (4) ワンストップ・サービスを実現するための共通コードの導入 共通コードを全企業、全国民に付与するとともに、プライバシー保護・情報管理を監督する役割を担う第三者機関を設置。
- (5) 行政業務の透明性の確保 行政の透明性を高めるため、個人情報へのアクセス履歴を国民自身が電子的に確認することができる仕組みを導入。
- (6) 成果指標型数値目標の設定と結果の公開 実効的な数値目標の設定と、取り組み結果の一般公開を義務付け。IT戦略本部評価専門調査会の機能を強化し、各行政機関の取り組みを恒常的に監視。
- (7) 電子認証基盤の再整備 欧州のeIDに倣い、オンライン上での認証・署名をより簡易に使えるよう制度を再整備。
- (8) 民間の活用・連携 費用対効果を鑑み、積極的な民間サービスの活用を促進。

V.おわりに

〈電子行政の豊かな国民生活への貢献〉

電子行政の実現による業務効率化

⇒人的資源を行政事務部門から社会保障分野等へシフト

⇒うれしさや安心を実感できる良質な行政サービス

地方分権や道州制の議論と並行して国、独立行政法人、都道府県、市町村、民間企業の役割を国民視点で再設計

日本経団連も広報活動等を通じ、国民、企業の「この国のかたち」を問い直す取り組みへの参加を喚起

2008・11・18

2. 課 題

わが国が早急に実現すべき電子行政サービスの姿は、前述のとおり一部の先進諸国によって実現されている4段階分類の上位の水準を達成することにある。それらを実現するためには、電子行政の推進体制を抜本的に再構築するとともに、電子行政先進国の取り組みに倣い、法制度をはじめ制度環境や技術的なインフラを整備し、障害を取り除くことが必要条件である。

（4）共通コードの導入

電子行政先進国で実現している効率的で利便性の高い行政サービスを実現するには、行政機関間のデータ連携が不可欠である。現状では、行政機関毎に異なる識別コードを個人・企業に割り振っているが、情報共有を図るためには、国民の合意の下で、行政機関を跨いで個人・企業を一意に特定できる共通コードを国が一元的に付与する必要がある。

電子行政先進国では一部の例外を除き、個人・企業を一意に特定する共通コードを導入済みである。また、共通コード導入の際には、情報セキュリティ並びに利用者のプライバシー・個人情報・機密情報等の保護について、法制面でも十分な体制を整備し、国民の不安を払拭している。たとえば、欧州においては、行政機関が有する個人情報等の目的外の利用等を防止するため、情報管理やアクセスの監督を行う第三者機関が設置されている。また、オーストリアでは、国民IDとは別に電子行政におけるデータ連携のため、分野別に固有のIDを関数を使って生成する方式を導入し、分野を跨いで行政側が恣意的に情報を寄せられないシステムが導入され、プライバシーの保護と行政機関間の情報共有を両立させつつ、ワンストップ・サービスを実現している。

IV. 業務改革を前提とした電子行政を実現するための推進体制と法制度の整備

2. 法制度のあるべき姿

(4) ワンストップ・サービスを実現するための共通コードの導入

国民の合意の下で、共通コードは全企業、全国民に付与することとする。そして、行政機関において適切に個人・企業の情報が管理されているかを監督するため、行政から独立した司法関係者等を中心として構成される第三者機関を設置する。個人の共通コードを利用し、行政機関のデータベースの個人情報との紐付けを行うに当たっては、第三者機関がそのルールの策定・認可を行うとともに、情報の種類によっては個別に本人の許諾を得ることも前提としなければならない。利用者は、紐付けることを承諾した個人情報が多いほど、多様な電子行政サービスを受けることができるようになる。

共通コード導入の効用として、ワンストップ・サービスやプッシュ型サービスのほか、たとえば結婚や引越により氏名や住所が変更となった場合、一度の手続きだけで、本人に関する全ての台帳やデータベースが電子的に漏れなく変更されるようになる。

4. 重点的に取り組むべき分野

(1) 政府部門の「つながる化」～電子行政の推進

日本経団連では昨年11月「ICTの利活用による新たな政府の構築に向けて」を公表し、電子行政を強力に推進する上での5つの原則と早急に措置すべき3つの施策を示した。3つの施策、すなわち、(1)電子化の前提となる業務改革(BPR)、アウトソーシング(BPO)の推進や、電子化に伴う人材の有効活用、(2)電子行政を推進する体制(行政CIO、責任権限の明確化)、法律(仮称:電子行政推進法)の整備による着実な推進、(3)社会保障・税の共通番号制度の導入を急ぐ必要がある。

このうち社会保障・税の共通番号に関しては、政府において本格的な検討が開始されている。政治主導により、横断的で迅速な検討を行い、必要な法改正も含めた明確な工程表を一日も早く提示することを期待する。検討に当たっては、次の点に十分に配慮する必要がある。

1. 社会保障・税の共通番号としての機能のみならず、本人の了解の下で、省庁自治体間のデータ連携を可能とし、国民の利便性向上や行政の抜本的な効率化に資する、電子行政全般の共通基盤として検討する。
2. 民間での活用を前提とした発展性を持った制度とする。これにより、新たなサービスの創出などを図る。
3. 住基ネットや住民票コードなど、既存のネットワークや番号制度を活用する。
4. プライバシーや情報セキュリティーに万般の配慮を行う。運用やアクセスの状況を監視する第三者機関についても検討を進める。

また、共通番号の持ち方(各行政システムの番号と共通番号の関係)やアクセス手法に関しても、セキュリティー、利便性、整備コストなどを考慮しつつ検討を進めるべきである。

電子行政先進国の取組み状況

	推進体制、法制度等	国民・企業共通コード (府省等横断的な単一のコード)	主な電子行政サービス	先進的サービスのステップ(MyA-ジ等)		その他
				◆サービスの内容	◆サービスの効果	
<p>デンマーク^{※1}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 550 万人 ・ネット普及率^{※2}64% ・国連ランキング^{※3}2 位 ・EUランキング^{※4}15 位 	<ul style="list-style-type: none"> ◆eGov board (国・地方自治体の役人で構成) が政府全体の政策を立案 ◆推進母体は科学技術省の外局の IT & Telecom 庁。事務局として財務省傘下に推進組織としてデジタル・タレント・センターを設置。 ◆地方も含め全体調整業務を行う ◆国民・企業は行政機関からの書類を紙で受け取ることを拒否できる権利 ◆行政機関調達時の企業からの請求書の電子化を義務化等、法律で規定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国民IDあり (40 年前に社会保障を目的としてスタート) ⇒個人情報保護法、データ保護庁 (判事などから構成) が独立機関として監視 ◆企業IDあり 	<ul style="list-style-type: none"> ◆個人・企業別ID-別別を設置し、サービスを展開 ◆市民ニーズにより、行政手続の標準化が促進 ◆引越の際、自治体で住所変更を行うと、各行政機関や一部の民間企業(金融機関)に、変更情報が送信され、手続きが簡略化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆サービスの内容が全ての行政情報へのアクセス可能 ◆国・地方の行政手続を全てを電子化予定 (2012 年まで) ◆MyA-ジ 近々スタート (2008 年) ⇒出産育児に必要な手続きをワンストップ化し告知型サービスを提供 (税金・助成金申請・病院予約情報等) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆評価はデジタル・タレント・センターが統計的に実施 ◆地方分権が進んでおり契約に基づき役割分担。 ◆また、デジタル・タレント・センターが財務省にあることで、府省や自治体との合意形成に有利 ◆公共コストは GDP の半分以上であり、高齢化とあわせて効率化が重要 	
<p>ベルギー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 1050 万人 ・ネット普及率 50% ・国連ランキング 24 位 ・EUランキング 14 位 	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報通信省 (2002 年) が電子政府の計画 (政策・システム等) を立案 ◆個人データ・プライバシー保護法・電子署名法・公共部門情報の再利用法等の法整備 ◆各府省への強制力なし (府省と交流により、府省から提案が拒否されたケースは無い) ◆デジタル・タレント・センターへの対応、IT 導入前の業務簡素化チェック等に関し法律で規定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国民IDあり (建国以来導入) ⇒個人データ保護は、議会 (デジタル・タレント・センター) から厳しく監視を受ける ◆企業IDあり 	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療費還付、年金手続きをバックアップ連携で簡素化 (手続タイム 800⇒210 種へ削減) ◆デジタル・タレント・センター 対応のため窓口業務は紙も並存したマルチチャネルで対応し、バックアップ業務はすべて電子にて対応 	<ul style="list-style-type: none"> ◆財務省 MyA-ジ : 財務省とのやり取りの履歴情報、納税時期、近隣窓口・担当者の閲覧可 ◆軽犯罪 (自転車盗難他) のネット申告 (保険会社と連動) ◆電子納税、大学への登録、住民票受付等をワンストップ化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆業務簡素化委員会による BPR を徹底 ◆PC、カードリーダー普及が課題 ◆発案〜運用までのリードタイムの存在が重要 ◆2 年毎にユーザ調査で政策を評価 ◆企業に 2300 億円の経費削減効果 	
<p>エストニア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 134 万人 ・ネット普及率 58% ・国連ランキング 13 位 ・EUランキング 8 位 	<ul style="list-style-type: none"> ◆政府主導で国民に説明し理解を得て、歴代の政権が一環して ICT を推進 ◆政府主導で国民がインターネットを利用できる環境を整備することにより、電子問議、電子投票など新たな動き 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国民IDあり。全国統一した ID カード (eID) が存在している ・15 才以上に義務化 ・普及率 76% ◆企業IDあり 	<ul style="list-style-type: none"> ◆①市民向け、②企業向け、③公務員向け の 3 種類のカードを構築 ◆銀行サービスに切り替えると、行政手続きにそのままアクセス可能。行政サービスと金融機関等の民間サービス間の認証等での連携可能 	<ul style="list-style-type: none"> ◆データ交換基盤「X-ROAD」経由で行政機関の間で情報共有がされている ◆カード以外でも自己データの利用が可能であり eID カードを「スマート・健康保険証・免許証の代用として利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ◆自己に関する行政データのアクセスを管理できる ◆TOM (政府への発議) システムを構築し、国民が立法過程への自由な参画ができる。 	
<p>オーストリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 800 万人 ・ネット普及率 57% ・国連ランキング 8 位 ・EUランキング 1 位 	<ul style="list-style-type: none"> ◆デジタル・タレント・センター (IT 戦略本部)、傘下の連邦 ICT ネット (府省 CIO で構成)、e-cooperation ネット (経済界自治体で構成) が推進 ◆電子行政法、電子署名法、情報保護法等、eGov 推進のため関連法規整備 ◆電子書類の受領拒否を法律で禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国民IDあり。但し、個人情報保護の観点から、バックアップで利用サービス毎に電子的に変換されるしくみとなっている ⇒データ保護委員会により監視 ◆企業IDあり 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種証明書を eID (カード) で申請し、受け取ることが可能。 ◆市民へ E-mail 通知と申請状況の電子的確認が可能 ◆連邦レベルで 1 つの電子書類管理可能、地方と共通様式のため連携可 	<ul style="list-style-type: none"> ◆カード別別別 (約 200 分類) に情報入手、申請等可能 (www.heip-gv.at) * EU より優秀賞受賞 (2003 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆成功のポイントは、全体像を描いた上で政治、経済界を巻き込んだこと ◆中央行政 CIO として明確に一人選任 (大学教授) 	
<p>フランス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 6300 万人 ・ネット普及率 51% ・国連ランキング 9 位 ・EUランキング 6 位 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国家近代化総局 (行革本部) の位置付けが計画を策定し、府省が実行 * 電子行政戦略 (〜2012 年) を近々公表 (サルコジ大統領より発表予定) ◆「情報と個人に関する法律」(78 年) により個人情報の取り扱いを規定 (国民の政府への信頼感が強い) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国民IDなし (身分証明書番号はあり) ⇒個人情報保護の観点から、行政機関、サービス単位で ID を付与 ◆企業 ID なし 	<ul style="list-style-type: none"> ◆紙も並存したマルチチャネルで電子化を推進 ◆医療費還付手続きの簡素化リスト削減効果大 	<ul style="list-style-type: none"> ◆引越の際は税務署への電子的届出で、関連事業者に自動通知 (利用率 25%) ◆個人別別 (マイ公共サービス) 開始 ◆「デジタル金庫」によるワンストップ型サービスをスタート予定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆官僚制が強く、縦割り行政だが、近代化総局のリーダーシップでバックアップ改革を推進 (大統領の方針) ◆府省横断的プロジェクトの予算は総局が確保 (それ以外は府省個別) 	

※1 日本経団連は、昨年5月にエストニア等、本年3月に韓国、10月に欧州 (EU 本部、デンマーク、ベルギー、フランス、オーストリア) ヘミッションを派遣し、各国の電子行政の状況を調査した。表中の電子行政先進国に係る記述は、主にミッションの調査結果に基づくものである。

※2 ネット普及率は、国際電気通信連合 (International Telecommunication Union) のインターネット普及率データ (2007 年) に基づくものである。

※3 国連ランキングは、国際連合 (United Nations) の調査資料 (UN E-GOVERNMENT SURVEY 2008) に基づくものである。

※4 EU ランキングは、欧州連合 (EU) 欧州委員会による調査資料 (The User Challenge Benchmarking The Supply Of Online Public Services 2007) に基づくものである。

※5 カナダの電子行政先進国に係る記述は、EABUS (特定非営利活動法人東アジア国際ビジネス支援センター) の調査資料を参考にし、インターネット等の調査情報を付加したものである。

	推進体制、法制度等	国民・企業共通コード (府省等横断的な単一のコード)	主な電子行政サービス		その他
				先進的サービスのリストアップ・Myページ等)	
<p>カナダ※5</p> <p>・人口 3250 万 ・ネット普及率 77% ・国連ランキング 7 位</p>	<p>◆首相がインシティブのもと、電子政府大臣が総指揮者とするトップダウンの体制で実施</p> <p>◆政府ワライ委員会は、共同議長に民間委員が就任し、ビジネス関係の団体や学術関係の団体の代表者等も参加</p>	<p>◆国民IDなし。 ⇒社会保障番号と使い捨てのIDを用いて税務申告(確定申告等)を実施。PKIは国民の利便性を考え、強要していない。</p>	<p>◆①カナダ国民向け、②非カナダ国民向け、③企業向けの3種類のポータルサイトを構築</p> <p>◆連邦政府・州政府・地方自治体共通のデザイン・サービスメニュー</p>	<p>◆国民向けポータルは、利用者視点で「健康」「税金」など、日常生活のバリエーションごとに手続きが可能</p> <p>◆企業向けポータルは「企業」「税金」「労務管理」など、10カテゴリに分かれ、情報入手から申請登録まで手続きをワンストップに実現</p>	<p>◆既存業務をただ電子化するのではなく、ワライ以外の窓口も一本化するなど業務改革を推進</p> <p>◆連邦・州・自治体すべてを対象としている</p>
<p>韓国</p> <p>・人口 4859 万人 ・ネット普及率 74% ・国連ランキング 6 位</p>	<p>◆大統領が「電子政府 31 重点課題」(公約)を掲げ、直轄組織の政府革新地方分権委員会主導により、2007 年に目標の 98%を達成。2008 年に行政安全全部にて次世代電子政府構築計画を策定</p> <p>◆電子政府法(2001 年制定) (行政機関の文書業務は電子文書を基本することを明記)</p>	<p>◆国民IDあり。住民登録番号が存在している ⇒住民登録番号でインターネット上の政府の電子申請・入札、金融機関等あらゆるサービスを利用可。最近、ワライ回避からネット専用 ID(I-PIN)を発行</p>	<p>◆ホームタックスサービスは、電子納付申請・申告・結果確認ができ、法人税 9.7%、所得税 7.5%と高い利用率</p> <p>◆インターネット交付サービスは、住民票、不動産登記簿謄本など、自宅や職場で出力することが可能</p>	<p>◆引越の際、住民票の書き換えだけで、自動車登録書、国民保険、年金等の住所を一度に変更可能</p> <p>◆国民負担となる申請時に必要な添付書類を撤廃するため、「情報共有センター」を設置。現在 66 種類DBを共有。今後、銀行と連携。</p>	<p>◆民願処理ワライ公開システムを構築し、リアルタイムで行政手続の進捗状況を確認。業務処理過程の制度化、不透明な裁量行政の排除に繋がり、行政の透明性・効率性が向上</p> <p>◆国家予算 1000 億円削減、社会経済効果 1.5 兆円</p>
<p>日本</p> <p>・人口 1 億 2 千万人 ・ネット普及率 69% ・国連ランキング 11 位</p>	<p>◆IT 戦略本部にて政策を立案</p> <p>◆IT 新改革戦略にて「世界一便利で効率的な電子行政」を目指し、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続きにおけるワライ利用率を 2010 年度までに 50%以上を目標とする</p> <p>◆民間有識者による評価専門調査会が進捗評価</p> <p>◆行政手続ワライ化関係三法(2002 年制定)</p>	<p>◆国民IDなし ⇒個別行政サービスにて独自番号付与</p> <p>・住民票コード ・基礎年金番号 ・(健康保険)被保険者記号番号 ・旅券番号</p> <p>◆企業 ID なし ⇒個別サービスにて付与。一意性なし</p> <p>・会社法人番号(法務省) ・民間信用調査機関コード 等</p>	<p>◆国の行政手続きは 95%ワライ化済み ⇒利用率は約 20%と低迷</p>	<p>◆引越・退職手続きの先行的ワライ実証実験開始(2009 年度中)</p>	<p>◆新たなワライ利用拡大行動計画や政府内部管理業務の抜本的効率化に本格的に着手(2008 年度)</p> <p>◆行政手続進捗状況のリアルタイムの可視化なし</p> <p>◆行政による自己の個人情報へのアクセス履歴を電子的に確認する機能なし</p>